

平成29年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

平成30年6月8日

国立大学法人長崎大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。)第8条第1項の規定に基づき、平成29年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成29年度の取組み

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針(平成22年2月5日閣議決定。以下「基本方針」という。)に基づき、可能なものから、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約(以下「環境配慮契約」という。)の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

平成29年度における契約の締結状況は、以下のとおりである。

[建築物設計]

設計業務の内容から価格競争による入札方式を採用したこと、設計業務発注前に多くの項目について意思決定がなされ優先されるべき事項が決定していたこと、及び特定の機能に対する要求が優先する設計業務と判断されたことから、環境配慮型プロポーザル方式による契約実績はなかった。

[産業廃棄物処理に係る契約]

非感染性産業廃棄物収集運搬・処分業務の入札について、裾切り方式を採用した。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境物品等の調達等の推進等に関する法律に基づき、環境物品等の調達の推進を図るための方針を定め、長崎大学ホームページで公表している。
- 引き続き平成30年度以降に公告を行う建築物の建築又は大規模な改修にかかる設計業務のうち、設計上の工夫により特に温室効果ガス等の削減の排出抑制に効果が大きいと判断される業務については、原則、環境配慮型プロポーザル方式の対象とすることとした。